

招集期日 平成23年9月6日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 9月6日(火曜日)午前 9時28分

閉 会 9月6日(火曜日)午後 1時26分

出席委員	委員長	齋藤 國男	副委員長	向口 文恵
	委員	吉澤 かつら	委員	山本 秀和
	委員	野口 哲次	委員	平山 五郎
	委員	近藤 常雄	委員	金子 俊雄

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井 栄治 佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例4件、補正予算1件の計5件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第55号から第58号の各条例の審査に続き、議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のもの審査の順とし、議案第67号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例

委員長 議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 おはようございます。議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

都市機構の見直しにつきましては、行政需要を取り巻く情勢の変化、業務内容の充実、また市民ニーズに的確に対応できる効果的な組織とするため、これまでも適宜見直しを行ってまいりました。現行の組織は、平成19年度に見直しを行ったものでございます。今回の見直しにつきましては、第5次総合振興計画後期基本計画の開始時期に合わせ、その実現に向けた機能的な組織とする必要が生じたことからここに提案をするものでございます。

主な改正点といたしましては、第1条中、従来の建設部と区画整理部を統合し、都市建設部を設置したいものでございます。これは、区画整理事業の進捗状況を勘案し、都市計画や道路築造等の部門と区画整理担当部門とを統合することにより、効率的な行政運営を行うためのものでございます。

次に、第2条では部の事務分掌を改めるものとして、男女共同参画社会の実現に向けて都市宣言や拠点施設の整備、また条例制定といった段階から施策の実行段階にあるものとの認識により、女性政策に関するものを男女共同参画の推進に関するものに改め、企画部から市民部へ移管したいものでございます。

また、地震災害等の発生や街頭犯罪の防止など、いわゆる防災防犯に関して、安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、防災及び防犯に関するものを市民部の分掌事務として明確に位置づけ、第2条中第1項に加えたいものでございます。また、細部につきましては添付の資料をご参照くださいますようお願いを申し上げます。

なお、附則の第2条から第4条では、部の名称変更及び事務の移管に伴い、関係する審議会条例において規定されている所管の部あるいは課の名称変更を行いたいものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

平山委員 今回の組織の見直しの中で、建設部と区画整理部の統合は大変大きな問題だというふうに思います。先日の総括質疑でもありましたが、両部を統合する必要性と新たに都市建設部に名称を変更する理由を改めてお伺いしたいと思います。

企画課長 今回の建設部、区画整理部の統合の必要性といたしましては、区画整理事業の進捗に伴う事業や人員の規模の縮小によりまして、現行の1課4事務所は区画整理部として組織する組

織規模ではなくなることから、統合を行って全体組織のスリム化と、あと効率化から2部を統合する必要があったというところでございます。

それと、名称変更につきましては、都市建設部の名称につきましては今後も区画整理事業によるまちづくりを強く推進し、また完成させ、香り豊かな緑の文化都市を実現するための新たなハード部門として、未来に向けたまちづくり、また都市づくりを積極的に推進していくという姿勢、意味合いを持たせまして、建設部と区画整理部を発展的に統合させ、新たに都市建設部としたいものでございます。

以上です。

吉澤委員 何点かあるのですが、質疑させていただきます。

まず、ちょっと細かい点で申しわけないのですが、資料5の職員の管理計画定数のほうです。裏面の教育委員会のところの教育総務部のところで、今小学校のところが34人ですね。中学校が、現在今2人いるはずなのですが、これがないのですけれども、これはどういった経過でなくなっているのかと、実際に小学校、中学校のこの人数というのはどういう方が、例えば教科指導員の方なのか、どういう方がこの内訳に入っているのか、具体的にちょっと教えていただきたいのですが、お願いします。

企画課長 中学校の2名がなくなっているという部分につきまして、これは武蔵中学校の給食調理員さんでございまして、小学校の部分も給食調理員ということになります。

吉澤委員 その点につきましてはわかりました。

それで、今回課の統合ということを上げられておりますが、入間市では児童福祉課が今1つの課で子ども医療費ですとか手当の支給、相談、それから保育所関係を全部1課で担っているのですけれども、こちらについての分課ということについては検討されなかったのでしょうか、お聞かせください。

企画課長 組織見直し検討委員会の中でも分課というところで検討いたしましたけれども、現在児童福祉課についても所掌する業務の範囲が広いということもございまして、今後子ども・子育て新システム、国の動きが現時点では制度改革の内容が不確定であるというようなところで、制度改革の内容が流動的であるというところで、現時点での組織の変更は適切でないというふうに判断をいたしました。

吉澤委員 児童福祉課でいうと、もちろんこの先の保育の制度改革も大きい問題になってくると思うのですが、この間も子ども手当にしろいろいろ業務がふえてきていると思うのです。そういった意味では、こういったところこそ分課して、わかりやすい、主業務がスムーズに行えるようにしてほしかったなというふうに思うのですが、これは以前から課題になっていたことではなかったのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

企画課長 課題としては上げられてきていたと思いますけれども、今回国の状況が不確定なことと、

あとまた厳しい財政状況の中で限られた人的資源で業務を遂行していくというところで、スケールメリットという部分で協力体制をとりながら事務を執行していきたいという考えのもと、今回は分課というところを今の段階では実施しなかったということでございます。

野口委員 では、検討状況につきまして2点お伺いして。先に今子供、児童福祉課ということがありましたので、分課というよりも、幾つかの自治体で見られるこども部とか、そういう統合という面でいわゆる健康福祉センターの元気キッズとかいろいろ含めて分かれているではないですか、幼稚園、保育所とか。そういうものを含めて、中学校もしくは高校までを扱うというような部の検討ということはなされたのか、なされたとして、やらない理由はどのようなのかという、そういった検討状況をお聞かせください。

企画課長 保育所、小学校、中学校といったところのお子さんを一手に担当する、所沢市でいいますとこども未来部というようなところのことでございますけれども、これも今入間市でそのような考え方を持っているところが、子ども未来室が幼少期から就労までというような長いスパンで構想を持っているところがございますが、そこでの検討ということもございましたけれども、現在子ども未来室というところが学校教育課の中の担当の事業として考えてございまして、現在立ち上げ中、24年度までは立ち上げの期間として、まだ最終的な到達点に当たっていないというところで、教育委員会としましては関係各課と連携をしながら、その全体の事業を考えていきたいというところで、今回の組織の見直しにつきましてはその部の統合というところでは、検討いたしましたけれども、実施はしないという結論に至りました。

野口委員 確認なのですけれども、子ども未来室が発展途上というか、今政策を立案で各教育委員会ないしほかのところにも働きかけて、それを実現していく段階だから、様子見ということでやらなかったということですね。それはわかりました。

では、もう一点だけ。今度は、資料4の3ページの健康福祉課というところに、地域福祉ネットワークの推進に関する事、障害者及び高齢者の自立支援に関する事、これは別に改定ではなくてそのままなのですけれども、要はこれについては生活福祉課と障害福祉課、もしくは高齢者福祉課と重なっているところがあると。やっていることは別かもしれないのだけれども、目指すところは一緒なわけで、前に私も一般質問しましたが、指揮というか指示の一本化、情報収集の一本化、政策立案の一本化という意味では、やはりちょっと二重というか、2つに分かれているというところが問題があるのかなと私は思っているわけで、若干そういう同じ共通の認識は確認させていただいたのですけれども、今回の検討についてはどういう検討状況だったのですか。

企画課長 健康福祉センターの健康福祉課地域福祉推進担当というところで地域福祉に関する事業といたしますか、その辺がございまして、今回の見直しの中でソフト事業を一部障害福祉課に移管するというような検討も行われたわけですが、基本的には健康福祉センターの役割としま

して、地域福祉の一つの資源として健康づくりの面からの支援、また社会への適応を円滑に行う支援というところで、福祉部で実施しています地域福祉計画、また健康入間21計画の一つの分野として、今後もその一つの資源として地域生活の自立支援という形で行っていくという結論に達しました。

野口委員 健康福祉課が一つの現場として、前線として何かやるというのは非常にいいことなのですが、例えばやまゆり荘については単にあそこは老人が集まる場所ではなくて、政策を立案する場だと聞いたことがあるのです。そういういろいろな雇用者たちが集まって、今先は言いませんけれども、職員もそこで政策を立案するという面でそういう場を見るということでお聞きしたことがあるのですけれども、健康福祉センターもそうだと思うのです。例えばうつ病の講座、今盛んにされていると、あるいはやはりフットワークがいいからあそこはできると思うのですけれども、しかし集まっていたいて話を聞くとか、ではそれをどう政策に結びつけるかというときに、本庁と全く情報のやりとりがなければ、やっぱりそれはかなり効果が薄いと思われまして、ですから何回も言っているようにそこら辺の情報コントロールという面で、やはり入間市というのは課単位の縦割りという風潮、かなり強いと思うのです。だから、一緒に課にして、あそこを現場にすればいいと思うのです。だから、そういう検討を、あそこの現場をやめろというのではないのです。現場は現場で大事なのだけれども、そういった情報とか指示とか、政策立案の一元化とか、そういったものの検討というのはどういう状況なのですか。

企画課長 健康福祉センター自体が、当初設立当時の設立目的というものが、子供たちの健やかな成長のための諸施策の一層の推進、またあとリハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するために複合化をするというところで、総合健康管理センター建設審議会と障害者福祉審議会に諮って、両審議会の了承を得る中であの形になってきているというところで、最終的には保健、医療、福祉のバランスを一体よく推進していくというところで市民の主体的な健康づくりの拠点施設というようなところで成り立っていますので、その両審議会に諮ってきた経過もございまして、センターから障害福祉の一部分を抜き出して運営していくということは、今現時点の目的でもあります健康、福祉、医療をバランスよく一体化して進めていくというところの目的を今後も維持していきたいという考え方です。その分課というところは、今回は実施しないというふうに考えました。

野口委員 よくわからない建前だけれども、ご説明で。要はこちらがいろいろ指摘しているのだから、それについてはどう考えているかが問題であって。

では、最後にお聞きしますが、私のいう二重行政というのはちょっと語弊が強過ぎますけれども、の嫌いがあるという面の是正については、先に二重行政という嫌いがあるかどうかという認識を1点とそれが若干あるとすれば、その是正についてはどう考えているか

という、その2点だけお答えください。

企画課長 二重行政というような点では、福祉部と健康福祉センターの役割という部分を考えると、現時点で二重行政というような考え方、とらえ方はしてございません。

それと、今後につきましては、ご指摘ございましたところも踏まえまして研究をさせていただきたいというふうに考えています。

金子委員 建設部と区画整理事業を統合するという、本当にある面ではハード的な感じからいくとよいのかなという感じは持っています。特に横のつながりといいますか、今まで建設部と区画整理部とはどうしても隔たりがあったような気がしますので、そんなぐあいからいきますとかなりよいのかなという感じは、この統合はよいのかな、一本化できたのかなという感じ、評価をするわけですが、その中でこの資料5の表で見ますと、今までまだ現存しています藤沢と、それから狭山台等々がここに現存するわけですが、その役付といいますか、課長とか次長とか部長とか、そういう人たちがこれに統合してどんな状況になってくるのだから、その辺をお聞きしたい。

企画課長 部を統合したことによりまして、部長職が1名、次長職が1名、課長職が2名削減されます。

金子委員 その削減は、もちろんこれ見て削減されるのかなって。その削減されたものはどういうところへいくのだから、今後どういうふうやっていくのだから、その内容を教えてください。

企画課長 区画整理課につきましては都市計画課に統合して、都市計画課の中に藤沢区画整理事業所と狭山台区画整理事務所を担当として統合して置くというような形になります。

金子委員 そうしますと、端的に言えばほかの部、企画部から始まって部長さんが1人、次長さんが1人というのは理解をしているのですが、この建設部はやはり統合しても部長さんが1人、次長さんが1人でやっていくということで理解してよろしいですか。

企画課長 はい、そのとおりでございます。

金子委員 わかりました。結構です。

山本委員 何点かお伺いをしたいと思います。

まず1点目で、今後の見直しのスケジュールです。継続的に見直しされておられるわけで、とりわけ25年度当初には消防の部局がごっそりなくなる方向ですよね。定数条例の関係もありますけれども、これごっそり一部事務組合、外へ出てしまうわけですよ。そういった部分もあって、今後頻繁に見直す機会というか、見直さなければならないタイミングというのは今後頻繁に出てくるのだと思うのですけれども、その中で今各委員さんからはまた総括質疑の中でもいろいろと要望というか提案というか出ていますけれども、そういった部分の中、例えば次消防のタイミングがあって、その後にもまたいろいろあるのだと思うのですけれども、そういった部分、適宜織り込んでいただくようなことはできるのでしょうか。

企画課長 大きな変化といたしましては、やはり消防の広域化によるものがあるかと思います。そこでは、消防署の職員が市の職員から除かれるというところで大きな組織の変更があります。また、今後国の制度改正によったりもして、その組織を見直さなければならないというタイミングがあると思いますので、それにつきましては適宜柔軟に対応していきたいというふうを考えております。

山本委員 そしたら、今までたしか3年か4年に1回だったと思うのですけれども、しばらくの間はこれペース早くなるということで、その意味では気になることはどんどん直していけるという理解をさせていただきました。その上で、皆さんいろいろご提案されているので、私のほうからもひとつあれなのですけれども、公平委員、監査委員事務局、それから選挙管理委員会事務局、それから農業委員会事務局と、これ資料5ですか、拝見すると3名ずつ正職を置かれていますけれども、これ統合したらいかがですか。行政委員会事務局みたいな形で統合している自治体、結構見受けられる。小さいところが多いですけれども、15万人規模で言えば深谷市あたりでもやっていますので。これで事務局長ポスト等々大分削減できるわけだし、事務の、申しわけないけれども、余り仕事量があるとも思えないし、選挙管理委員会にしても時期によって仕事の量というのはかなり変わるところですから、そういった部分でいくと、これ事務局統合してしまってスリムにしたらいかがかと思うのですけれども、検討の経過はありますか、それからまた今後検討の余地はありますか。

企画課長 今回の見直しでも行政委員会の統合というところで検討に上がりました。教育委員会は別といたしまして、そこの部分の統合というところで上がったわけですが、これにつきましてはやはり結論的には実施しないという結論になったわけですが、大きな理由といたしましては農業委員会の選挙というのがございまして、これは選挙管理委員会の管理のもとで行われるというところで、農業委員の身分は特別職の地方公務員となっているというところで、選挙管理委員会との同居といいますか、そこにつきましては、選挙管理委員会の独立の確保というところからいって好ましくないのかなという、また市民からの誤解や不信を招くおそれがあるのではないかなというところが1点と、あとまた各事務局長さんが1人になるという、1人に削減できるというメリットがございまして、例えば選挙と監査と、また固定資産評価審査の申し出が同時に起こってしまったようなときといいますのが、やはりその事務局長の責任のスタンスといいますか、その辺の部分のこの振り分けといいますか、責任が大きくなっていくというような部分で非常に苦しいのではないかということと、また統合して職員のスリム化を図ったとしても、同時にそのような事務が起きた場合に非常に苦慮するというような部分が課題として上がりまして、今回については実施しないというような結論に達しました。

山本委員 種々ご検討はあったということで理解はさせていただくのですけれども、今のご説明でい

くと、今行政委員会事務局長を置いて行政委員会でやっているところって一体どうやってやっているのだという話になってしまうのだと思うのです。現実深谷市だったかな、そこは課長級だったか部長級だったか、いずれにしても議会でひな壇に上がっていらっしゃるわけですが、現実一本でやっておられて、合併して事務の量も多くて、農業委員会の所管事務も土地柄うちよりも大変多いだろうというような状況の中でもやられているわけですね。選挙の独立性という部分であればやれないという話になるわけですから、どこもやっていないはずだし、そのロジックでいけば。事務量がという話であったとしても、やっているところが人口で同規模のところで行っているということになってくると、ちょっとロジック弱いかなという気がしました。今後ご検討いただければというふうにも思うので、引き続きご検討いただきたいということでとどめておきたいと思っておりますけれども、ご見解あれば重ねて伺います。

企画課長 今後実施をしているところにも幾つか聞き取りをいたしまして、やはり戸田市などではまた逆の、統合したのですけれども、先ほど言ったような理由から、今回はこの分離をしていくというような考えも出ているというふうなところも聞いております。まだ今後さまざまな情報を収集して、また検討していきたいというふうに考えております。

山本委員 この点は了解をしました。

次に、男女共同参画事業について市民部のほうに移管されるわけですが、これ総括の中で答弁があったかと思うのですけれども、やかたが今市民部とで分け分けになっていると、これが移管すれば一本になりますねというような説明もあって、市民協働の部分もあってコネクトする部分が多いというご趣旨のものだったと理解をしているのですけれども、改めてお伺いしますけれども、市民協働の部分だろうとは思いますが、この男女共同参画の部分で市民部に移管をして、これから具体的に回していこうとされる部分についてのメリット。総括で一部ご答弁あったのですけれども、もうちょっと細かくメリットの部分をお伺いできればと思うのですけれども、その点いかがですか。

企画課長 まず、自治文化課に移管されるわけですが、自治文化課は市民協働と参画というところの執行部隊ということで一番ノウハウ持っている。男女共同参画も、市民協働参画を基本として事業を進めていくというところで、これから実施段階に入っていくところでございますので、そういう部分では一番的確なところへ今後移行していくのかなというところと、また自治文化課につきましては市民に一番より近い事業実施部門というところがございますので、先ほどと重なりますけれども、市民活動との連携、協力がとられるというふうに考えております。

山本委員 地元の自治会長さんとかとお伺いしていても、自治会の役員さんの女性参画だとかいろいろな部分で、そういった部分でつながりというか共通する課題みたいな部分あるでしょうか

ら、そちらに移されるのはすごくいいことなのだろうなということで改めて認識をさせていただきましたが、自治文化課さんの事務量といたしますか、今大変遅くまで電気ついている状態ですよ。これでまた、人もつけられるとは思うのですけれども、大丈夫なのかなと正直心配をするのですけれども、そのトータルの事務量みたいな部分のところでの変化という部分はどのようなふうにご認識されておられるか、ご所見をお願いします。

企画課長 基本的には、現在企画部に所属しておりますが、担当副参事ともう一人職員が男女共同参画事業については推進をしてございます。その事業をそのままと言ってはあれなんですけれども、その2人を所管がえをするという形で、また自治文化課にはまちづくりの担当課がございまして、そこ連携をしていただくといいところで、事務量的にはふくらんでいくというような考えはございません。

山本委員 今、人ごと動かすので大丈夫だということで理解はさせていただきました。
あともう一点だけよろしいですか。

委員長 はい。

山本委員 あと、これいただいた資料3のところの裏面なのですけれども、健康診査業務を統合されるということ、保険年金と高齢者福祉のほうで持っている特定健康診査等、全部健康福祉センターのほうに移されるということなののですけれども、ちょっと不勉強で申しわけないのですが、これ出先へ移してしまって大丈夫な性質のものなのかどうか。保険年金と高齢者福祉、窓口だけなので、実際には外へ受けに行かれるのだろうと想像はするのですけれども、これ受け付け等も全部出先へ出てしまうということで、利便性みたいな部分はどうなるのかなという部分、ちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

企画課長 健康福祉センターでは、この以前から基本健康診査という部分を一手に引き受けて健康福祉センターで実施しておりました。各保険者の特定健診、あと高齢者の健診というのは、その枝分かれという形で制度改革がなされた部分でございまして、健康福祉センターとしてみればそれが戻ってくるというようなイメージでよろしいかと思っておりますので、その対応は大事です。それと、あと窓口につきましては、高齢者福祉課と保険年金課というところで、問い合わせという部分では今後も保険者としての責任がございまして、そこについては継続をして問い合わせには答えられるというような形をとってまいりたいと思っております。

山本委員 今まで申し込みもこれ本庁でしていたわけですよ、その診査の申し込みみたいな部分ですよ。これ原課に聞いたほうがいいのかもかもしれないけれども、例えば受けたいのですとかいって今まで本庁に出していた書類を、あつちですから、バスに乗って向こうへ行ってくださいとかいうような話になったのでは、市民にしてみたらたまったものではないねというのが正直あるのかなと思うのですけれども、ちょっと私は不勉強なのであれなのですけれども、その辺は大丈夫なのですか。

企画課長 この特定健診と高齢者の健診につきましては、受診券を対象者に全部送っておりますので、それを健康福祉センターに電話で予約とか郵送するという形で済みますので、そこについては問題がないかと思えます。

吉澤委員 ちょうど震災から半年がやっとたつわけですけども、大きな被害を受けた東北では自治体合併が行われたりして職員のほうも行革等で減らされて、かなりその震災後、自治体の機能が一時麻痺したという状況も聞かれています。今回の震災の中で、自治体とはどうあるべきかがやっぱり問われているのではないかなというふうに思うのですが、改編に当たってそうした視点での検証というのはされたのでしょうか、お聞きします。

企画課長 危機管理という部分では今回検討をいたしました。新たな組織は設置しないで体制を強化するというので、今回のような複合災害が起こった場合に入間市型の危機管理体制を検討するに当たりまして、初動時から企画課の危機管理部門と防災防犯課の防災部門で対処方針を決めて、事態の解決を図っていくというような形で連携強化というところで今後その強化をするということで進めていくというような検討を行いました。

吉澤委員 入間市でもこの間行革で、この後の議案にもかかわりますけれども、職員が減らされてきたという経過の中で、災害時に対応できるのかなという心配があるのですね。なおかつ今回大震災とそれから原発事故という、今までなかったような2つの大きな災害を受けて、やはりこれは自治体として今後公共施設の耐震化であったりとか、もちろん当然のことながら防災機能の強化、あるいは放射能へのその対応ですとか、新たな課題としては自然エネルギーの研究などもこれから始めなければならないというふうに考えるので、そういった部分で新たに強化していかなければならない部署もあるかと思うのですけれども、この点については現在どのようにお考えでしょうか。

企画課長 今回の見直しの中でさまざまな今回の影響に対して、一部署で検討していくというような考え方ではなくて、それぞれの担当部署で深く掘り下げて検討をしていただきたいと思いますというような考えでございます。

吉澤委員 そうしますと、今回の組織改正と、もちろんこれ次の議案第56号の職員の定数にもかかわる、2つともかかわっているものなのですけども、では今の体制でも十分対応していけるというふうに判断しているのでしょうか。

企画課長 どこをもって十分かというところは何とも言えない部分でございますけれども、現有の職員で持てる力を出して対処をしていきたいというふうに考えております。

吉澤委員 これは、職員組合との話し合いはどうなっていますでしょうか。

企画課長 今回のこの見直しについて、職員組合とどのような話をしたかということでございますか。

〔何事か言う人あり〕

企画課長 7月27日に職員組合への説明を、組織の見直しについて説明を行いました。説明をさせて

いただいた後に意見交換を行い、その意見の中では高齢者福祉課や児童福祉課の分課について検討がなされたのかと、あと技術職の配置や育成について、その他ご意見をいただきました。

吉澤委員 その職員組合との話し合いで意見を伺って、それから何かではこの議案に反映されたものというのはあるのでしょうか。

企画課長 議案に対してと、その話し合いの中ですべてこれでいいのかというような話ではなかったかと思いますが、例えば技術職の配置というようなところではその要望等を確認するなり、そのような作業を行いました。

吉澤委員 結論としては、その組合との合意はできたのでしょうか。

企画課長 この説明会というのが、合意を得るとか得ないとかというような性質のものではなかったと思います。

吉澤委員 では、要望を受けたということで、特に今回の議案ではその話し合いを受けてどこかが変更になったとかということはないわけですね。確認します。

企画課長 はい、そうでございます。

山本委員 今防災の話が少し出たので、1点だけちょっと蛇足ですけれども、お伺いしたいのですが、よその自治体さんで防災監とか危機管理監みたいなこと、埼玉県なんかもそうですけれども、置かれていますよね。大きな地震があって、その防災の部面で総合的に部門横断的に責任を持つ人という意味合いにおいて置かれている自治体ふえてきているように理解をしますが、今回の組織改正の中でそういった部分についての検討はあったのかなかったのか、ご教示いただければと思います。

企画課長 今ご質問がありました危機管理監という部分につきましては検討をいたしました。しかしながら、入間市の場合は、自然災害部分は防災防犯課が持つておるのは確立しております。それ以外の部分を企画課が所掌しております。また、危機管理監、専門官を置くというところなのですが、先ほどお話ししたように、防災部門と企画部の危機管理部門が初動から動くということと、あと危機管理監と専門官は入間市の考え方としましては、各部長ですね。そこの事案が起こった、例えば鳥インフルエンザであれば健康福祉センター所長です。そういうような者が一番知識があるというようなところで、そこを危機管理監に見立てて、企画課と自治文化課と、そこの所管の部長というところで……

〔何事か言う人あり〕

企画課長 失礼しました、防災防犯課です。が当初から、初動から体制を整えて対処していくという考え方でございます。

山本委員 感染症とかだったら今のご説明で理解できます。一つの考え方だと思います。ただ、今度のような大規模な自然災害の場合だと消防のファクターがどうしても入ってきますよね。消

防、再来年出ていきますよね。消防行政に携わる人、いなくなってしまうわけですよね。消防団はこっちに残りますよね。そういった部分で考えると、総合的に専門監を置く必要があるのかなという認識を持ってまして、これ広域化の話になるので、先の話になってしまいますけれども、次の改正のときにはちょっとまたご検討いただけたらと思うのですが、ご所見をお願いします。

企画課長 消防のほうの連携も今後かなり必要な部分だと思いますので、今後に向けて研究をまたさせていただきますと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対の方から願います。

吉澤委員 議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

この条例改正は、市の組織機構の見直しを行うものとなっています。また、条例改正に伴い、規則等に規定されている課及び所の設置、部課に属する機関及び施設、事務分掌に関する変更も行われます。条例の主な改正内容は、1点目として建設部と区画整理部を統合し、新たに都市建設部を設置、2点目として女性政策に関することを男女共同参画の推進に関することに改め、現行の企画部から市民部へ移管するものとなっています。同時にその他の課の統合や再編、課の名称変更、事務の整理、移管なども行われます。

東日本大震災では役所や出先機関も大きな損害を受け、同時に少なくない自治体職員の命も奪われ、自治体の機能が麻痺しました。それによって、被災状況が把握できず、救援が滞ったり、職員の人手が足りずに復興にも支障を来したりといった問題が指摘されています。大きな被害を受けた東北では、大規模な自治体合併が行われ、それに伴い自治体職員の大幅な削減も行われました。このことが、災害時における自治体機能の低下に拍車をかけたのです。この未曾有の大災害を機に、自治体とはどうあるべきかが今問われています。日常業務の効率性を追求するだけでなく、災害時などの非常時にどうやって市民の安心、安全を守るのかを検討し、自治体機能の強化に向けた組織機構の見直しこそ求められているのではないのでしょうか。今回の組織機構の見直しには、そうした視点が欠如しています。

また、入間市では保育所を所管する部署と子ども手当などの給付や相談業務などを所管する部署が児童福祉課の1つにまとめられています。狭山市や所沢市では、保育所を担当する部署と子ども手当等の支給や相談業務を担当する部署を2課に分課しています。児童福祉に関する業務は、制度の改正や変更、保育所の待機児童解消に向けた対策や児童相談の相談件数の増加など、この数年だけ見ても業務が多忙化しています。こうしたところこそ2課に分

課して市民にわかりやすく、なおかつ職員がスムーズな業務が行えるように配慮すべきです。
以上の点から本議案には賛成できません。

以上で議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例に対する反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方の討論をお願いします。

平山委員 議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表し、賛成の討論を行います。

今回の条例改正は、平成24年度を初年度とし、その後5年間を見据えた行政組織の見直しによるものであります。まず1点目として、建設部と区画整理部を統合し、新たに都市建設部を設置することに関しては区画整理事業の進捗を考慮し、業務の統合を図ることで有効的な組織が実現できるものであります。

2点目として、計画の5カ年の間の影響についても、国の制度改正や事務の権限移譲など、可能な限り組織見直しに反映していることも理解できるところでございます。

3点目として、全体を通じて今後予想される行政環境の変化が想定される中で、市民サービスの維持向上を基調としつつ、効率性を重視したスリムな組織としている点は評価できるものでございます。

以上のことから、本議案によりスタートする新たな組織が効率的に運用されることを期待をいたしまして、賛成の討論といたします。

委員長 ほかに反対の方から願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ賛成の方願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の規定に基づき、条例で定めております職員定数を現行の1,193人から1,050人に改めたいものでございます。

その内容につきましては、組織規則の見直しに伴い、全庁的に事務量の精査を実施し、新たに平成24年度から28年度までの定員管理計画を策定したことから、本条例で定める定数の改正を行いたいものでございます。

主な改正点といたしましては、第2条第1号で定める市長の事務局の職員、現行732人を655人、また同条第2号で定める議会の事務部局の職員、現行9人を8人、同条6号で定める教育委員会の事務部局の職員、現行242人を184人、同条第8号の企業職員、現行43人を36人とそれぞれ減員するものでございます。

なお、各事務部局ごとの職員定員管理定数につきましては、添付してございます資料をご参照願いたいと存じます。また、あわせて条文の整備を行いたいものでございます。

なお、この条例は先ほどの議案第55号 入間市部設置条例の一部を改正する条例とあわせ、平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

平山委員 総括でも答弁があったとおり143人減員した、その考え方ということは理解をしているところでございますけれども、ただ企業職員の現行43人から36人、7人減員したその考え方。それからもう一点、それによって現場職員の影響についてはどうなのか。2点ひとつお願いします。

企画課長 水道部につきましても事務量調査を行いまして、今平成23年度で38名おります。平成24年

度につきましては35名という員数で執行してまいりたいというふうに考えております。そこで、平成28年度までの水道部の最大管理定数が34人というところでございまして、この2人の差につきましては今後5年間の中で予期せぬ国の制度改正などによる事務量の増加への対応として、そこを予測できない職員の部分というところで2名ほど余裕を見ているというような考え方でございます。

平山委員 だから、現場職員には何か影響あるのかというの。

企画課長 これは、考え方といたしましては、まず平成24年度から平成28年度までの間の事業量、また考え方というのをヒアリングをして、また組織見直し検討委員会の中で検討してございます。また、事務量調査からもこのような形で進んでございますので、その事務に関して影響があるということはないというふうに考えております。

吉澤委員 何点かお伺いします。

この職員定員管理定数についてなのですが、実際にこの間どのくらい減っているのかという点で、もしわかりましたら5年前であるとか10年前の数字を教えてくださいのですけども、お願いします。

企画課長 定員管理定数を申し上げますと、平成14年が1,191人、前回の見直しのとき、平成19年が1,118名でございます。

吉澤委員 現在保育士さんであるとか、あるいは学童保育士さんの指導員もそうですけれども、嘱託職員であるとかあるいはパート職の方が多く働いていると思うのですけれども、保育所では多分半分が非正規職員ではないかなと思うのですけれども、こうした現状についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

企画課長 保育所の入所児童につきましては、各クラスごとにその年、年で変更がございまして、その部分の対応として、その流動部分の対応として臨時職員さんの配置というところで嘱託さんに担っていただいている部分があると思います。そういう部分では、嘱託さんは今後も必要不可欠でございますので、そういう考え方で臨時の職員の方も今後も活用させていただきたいというふうに考えております。

吉澤委員 多分現場で働いている保育士さんの中にはクラスをお持ちになっている方もいらっしゃると思いますし、そういう意味では日常的な業務に従事されているのではないかなと思うのですけれども、こうした方を正職に扱わないという点において、あるいはその専門性が継続されるのかどうかというようなこと、人材育成につながらないのではないかと懸念されるのですけれども、こういったことはご検討いただいたのでしょうか。

企画課長 現状から申し上げますと、正職と同じような部分を担っていただいているという部分は非常に多いかと思えます。ただ、ここにつきましては児童数の上げ下げの部分というところで対応をしていただいているというふうに考えておりますので、今後もそのような考え方で嘱

託さんにつきましては活用をさせていただきたいというふうを考えております。

吉澤委員 市の考え方という点ではわかりましたけれども、これから待機児童も恐らくどんどんふえる一方だと思うのです。そういった中で、今後の定員管理定数計画を見ましても正規の保育士さんの数、ほとんどふえないですね、ずっと121、122。こうした状況で、果たしてでは入間市の行政が本当に安心して暮らせるまちになるのかなという懸念がされるので、この点について今質疑させていただきました。

続いてなのですけれども、これ定年延長の関係というの、この数字に関して検討した数字なののでしょうか、あるいは全く検討されない中での数字なのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

企画課長 今回の見直しに当たりまして、権限移譲につきましては検討いたしました……

〔(定年) と言う人あり〕

企画課長 定年ですか、済みません、失礼いたしました。定年につきましては、現状平成25年から…

〔何事か言う人あり〕

企画課長 はい。今回につきましては検討はしてございません。

吉澤委員 そうしますと、当然のことながら管理定数も検討していないということによろしいですか。

企画課長 はい、そのとおりでございます。

吉澤委員 これ実際に始まった場合に、そうしますと定年が延びて、そうするとその枠の中で、では新採用がどうなるのかなということが一番やはり懸念されますよね。今ただでさえ市の職員の年齢の構成バランスが、一時不採用をしていたときもありましたので、そういうバランス的な心配があるのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

企画部長 この定年制の延長についての考え方でございますが、現段階、いろいろ情報は出ておりますけれども、まだ明確にこういう方向でいくという方針が出ておりません。これから人勤がことし、通常ですと人勤8月に出るのですが、ことし震災の関係で少しおくられているようでございまして、9月の下旬から10月の頭に人勤が出るのかなと思うのです。その中で明確に位置づけがされるのかなと、このように私どもとらえております。そういったことから、今回のこの定数については、先ほど課長が申し上げましたように、議論は内部ではしておりますが、議案としてはご提示した中には含まれてございません。

そういった中で、ただいまの吉澤議員のご質疑の部分でございますが、これはまだ全くの推定といたしますか、推測といたしますか、そういった部分でございますが、3年ごとに1歳ずつ延長されると、こういう情報でございます。そうした中で、現段階ではそっくりその年齢に達した、現在60歳ですが、61歳になる、そうするとその60歳になった部分で退職不補充になるだろうと、こういうお話だと思いますけれども、話としてはあろうかと思いますが、た

だ全員がそこに残るかどうかはまだ未定です。そういったことから、不確定要素があるということではぜひご理解をいただきたい。また、現状のご提案申し上げています条例には加味してございません。そういったことではご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

吉澤委員 逆に、だからまだいろんな不確定要素があるなら、今この段階でその条例改正をしなくてもいいのかなという意味で質疑もさせていただきました。先ほどお話も出したのですが、震災での関係でやはり今自治体の職員がどうあるべきかというところ、自治体はどうあるべきかというところが本当に問われていると思うのです。この管理定数を見た中で、やはりそういったところが全く、震災を受けて入間市としてではどうしようかというところが見えてこないのですが、これについては職員定数との関係で何か検証されたのでしょうか。震災との関係で検証されたのでしょうか。

企画課長 震災の関係では、どの程度の職員がいたらいいのか、必要人数がどうなのかというところがわからないわけではございまして、そこにつきましては現有、今後の職員の中で対応していくべきだというふうを考えてございます。

吉澤委員 現有といたしましても、この計画の中ではまたさらに減らして平成28年度まで1,020人という目標を立ててありますよね。それだけまた今後も減らしていくという方向で、どうやって自治体の安心、安全なまちづくりを進めていかれるのかなと。先ほどもお話ししたとおり、新たに強化していかなければならない部分も当然出てきますよね。その点についてはどのようにお考えなのか、改めて伺います。

企画課長 確かに職員数は減ってございますが、これからその必要な部分、震災に対してもでございますけれども、それに対応していくための知識、研修等を深めて、また他市との連携という部分でもそういうものに対処はしていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

吉澤委員 なかなか見解は一致しないと思っておりますので、あれですけれども、これあくまで条例、上限での数ですよね、職員の。ということは、今この時期に改正しなくても、あと今後いろいろな検証を重ねていく上で、先ほどもありましたけれども、事務移管の問題ですよね。主権改革がどうなるかというのも今不明確な中で、そういった意味では現状のまま余裕を持たせて行うということも考えられたのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

企画課長 ここにつきましては、現状のままでいきますと百四十数名も多いと、この乖離につきましてはさきか大きいのかなと。これは、やはり必要最小限のところでは抑えるべきだろうというふうな考えのもとで改正をいたしました。

山本委員 何点かあるのですが、まず1点目。1個前の議案の資料5にあった定員管理計画の部分との絡みで2点ほど。

1つは、この新旧対照表の中にも出ていますけれども、消防職員の157人、これ定員管理計画の計画圏が平成28年までということになっていきますので、そのくくりの中で考えると、これ計画期間中にここはごっそり外れてしまうのだらうなというふうに考えるのです。それで、この157人をどう扱うかということになると思うのです、これポストとして。この157人のポストについては、これは市長部局のほうに張りかえるおつもりなのか、それともこれもう新しくできる事務組合なら事務組合の負担金の問題も出るので純減でいくのか、基本的な方向としてはどうなるのでしょうか。

企画課長 これは、純減というふうに考えております。

山本委員 そして、もう一つ考えられるのが、さっき一般質問等でご答弁いただいている部分なのですけれども、今たしか下水道の関係、企業会計の関係、地方公営企業法の全面適用の話は今原課で検討していただいているやに聞いています。それでいくと企業職員にかかりますよね、それたしか10人ぐらいいらっしやったと思うのですけれども。今のこの原案でいくと36人、減員が34ですよね。ということは、入り切らないということになるのですけれども、これはもうその都度時点修正かけるということで理解してよろしいのですか。

企画課長 はい、そのとおりでございます。

山本委員 では、消防も下水道の関係も、その話がまとまり次第時点修正かかるということで理解をさせていただきます。

先ほどご答弁ありましたけれども、余り大きな乖離を置いておく性質のものではないと思うので、適宜直していく性質のものだと思うのですが、ご所見いかがですか、重ねてお伺いしたいと思いますけれども。

企画課長 基本的には5年間の今回の見直しの中で、そこに対応する条例定数というふうに考えてございしますが、この中でやはり大きな部分、見えない部分というものが起きた場合には順次対応していきたいというふうに考えてございます。

山本委員 その点はわかりました。

あと、先ほど吉澤委員からも指摘がありましたけれども、地方自治法の改正が先般成立をして、枠づけ、箇所づけが大分外れましたよね。市町村に大分事務がおりてきているはずなのです。今後恐らく大量に条例整備しないといけないのだらうなというふうに認識をしているのですが、相当の事務量おりてくると思うのですけれども、これはこの点、管理計画、この上限定数で賄い切れるということで理解してよろしいのかどうか、検討がどこまで進んでいるかというのもあるかと思うのですけれども、ご見解はいかがですか。

企画課長 今回の見直しで権限移譲の部分につきましては検討いたしました。しかしながら、県の事務概要調査をもとに処理時間数からそれを追っていきますと、今回平成24年度、平成25年度で24事務が移譲されてくるわけですが、ここににつきましてはその事務量からいって体制整備

とか職員の配置を必要とする事務量はなかったということでございます。今後、その先に大きな事務がおりてくるとかそういうような場合は、またその時点で検討しなければならないというふうに考えております。

野口委員 資料3の定員管理計画、これ条例定数とか条例にかかわらないので、ちょっと聞くのは控えようと思ったのですが、ここで1点質問します。というのは、この行政改革後期実行計画で要は運営の委託とか窓口の委託とかということがあるのですが、これ見ていて、何かここまで決まっているのならあれも決まっているのかなと思っていて一般質問でも確認しますが、この観点どうなのですか。もう決まっていますか、いや決まっていなくても載せたのかという関係です。定数が、つまり指定管理者にすると定数、要するに職員減るわけではないですか、減ってもいいということではないですか、可能性は大きいということではないですか。だから、どういう関連がある、減るというのではなくて減ってもいいということになるから。

企画課長 今委員さんがおっしゃられましたやまゆり荘の指定管理制度に伴う……

〔何事か言う人あり〕

野口委員 全般的なことで。

企画課長 委託に関しましては、見込めるものにつきましてはこの定員管理に反映をさせていただきます。

野口委員 もっとはっきり言ってください。つまり鶏と卵でどういう検討をされて、つまりもうやると決まったから定数載せたのか、含めて一般質問でも確認しますが、そこら辺ははっきりしないと、この評価の見方がわからないではないですか。

企画部長 ただいまの行革の関連の資料の中で、今野口委員さんおっしゃられているのは例えば指定管理者で行革の目標が5つ特に上がっているのではないかと、その部分を本日ご提案申し上げております議案の中に見込んでいるのかどうかと、こういった……

〔何事か言う人あり〕

企画部長 その定数管理の中ですね。というご趣旨かと思えます。その部分につきましては、この定数条例としてご提案申し上げている、その中の管理定数については、結論から申し上げますと見込んでございません、その数字は。その理由というのは、行革の目標で今後後期5カ年であそこに掲げた目標について、目標を実現できるようにこれから検討し、調整していきますということなので、それが実現をできるようには努力いたしますが、まだ目標の段階でございますので、定数の中では見込んでいません。

以上です。

野口委員 条例にこれ載っていないのはわかっているつもりで、資料として出された資料3の管理定数規約で平成28年まで数字を載せているので、だから条例で余りここで質疑したくない、一

般質問で言えばいいのですけれども、とりあえず皆さんが先のことまで言っているので、では平成28年度までのこの削減計画はどこまでを見込んだ、つまり平成28年度で定数を減らしていると書いているわけではないですか。では、この減らしたのは、指定管理者に回して窓口も委託した、そういう予想図で減らしているのか、そういうことをお聞きしたいのです。

〔何事か言う人あり〕

野口委員 だから、特に条例と関係ないから、もう一言でいいです。後で確認します。

企画部長 見込みが具体的に上がっているところは、管理定数は減らしております。例えば水道の委託だとか、やまゆり荘だとか、そういったところは見込んでございます。

以上です。

野口委員 では、後は見込んでいないということですね。後は、保育所とか図書館とか幾つか載っている、検討するとかいう、あと窓口について3つの窓口で委託を検討するとかいうのは見込んでいないということですね。

企画部長 見込んでございません。

向口委員 総括質疑でも公明党の会派のほうからも質疑させていただいたのですが、それにちょっと関連いたしまして、再度質疑させていただきます。

この行財政改革長期プランの後期実行計画の中なのですけれども、ちょっとこの人件費に関連しまして、ここで出てくる人件費の推計があるのです。これでページ数でいきますと6ページなのですけれども、この人件費のところを見ますと平成23年度が99億6,400万円、それから平成28年度は961億……

〔何事か言う人あり〕

向口委員 失礼しました。96億1,600万円ということになっているのですが、この差額が3億ちょっとあるのです。そういう数字が出ております。そして次のページに、7ページなのですけれども、ここに全体の目標ということで、歳出の削減の中で人件費等の見直しということで2億3,000万円計上されているのですけれども、この数字についてちょっと説明をいただきたいと思えます。

それと、それに加えて、会派のほうで資料請求させていただきました平成23年度の実数と平成28年度の職員数の見込み及びその人件費の見込みということで数字をいただいたのですが、その中の人件費の中で、平成28年度の人件費の見込みということで102億4,314万円、それから人件費の削減額ということで1億6,000万円ほどの数字を出していただいているのです。ちょっとその数字の違いについて教えていただきたいのですけれども。

〔(ちょっと議事進行いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい。

野口委員 資料なしでそれ言われても、ほかの委員困るんです。かつあくまで条例の質疑であって、

その先の見込みについては関連して、ある程度見込みならいいのですけれども、細かい数字まで言われるとこちら全くつかみようがないですし、ちょっとこれ委員長のご配慮お願いしたいのですけれども。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

金子委員 対外的にちょっと聞きたいのですが、この現行の定員管理計画のことなのですが、現行の人数と改正案1,050人ということなのですが、その辺のところ、今入間市の予算、388億何がしですね、予算が。今入間市の予算、当初予算。今回ここで補正が出るから、あれなのですけれども。この辺のところ、これが適正であるか。ある意味は適正、これからの1,050人にしたときの適正でないかまではどうだかわかりませんが、そういう方向性は何か考えていますか。

企画課長 的確なお答えができるかよくわかりませんが、類似団体がございまして、人数からいきますと1人当たりの職員が市民を抱えている数というのがございまして、平均が175人です。入間市の場合が195人というような状況でございまして。これ比べましても20人も多いというところで、入間市の職員が他市に比べて少数精鋭で行っているというようなところでございまして。

金子委員 それは、職員の方が努力してもらってやってもらうことには市民としては歓迎するわけですが、これだけ大幅に人員を減らしてやっていただくことは本当によいことなのですが、この予算規模の問題でどういうふうな考えを持ってこういう、これだけの削減するかという一つの、多分そういう話もしていると思うのです、企画部サイドでは。その辺はどういうこと、これに反映していますか。

企画部長 ただいまのご質疑、388億円の予算を持っている自治体でこういった定数が果たして妥当なのかどうかと、こういった趣旨かと思えます。これ予算、確かに予算の大小あるのですが、それぞれの自治体によって、自治体の運営、例えば病院を持っているとか、消防を持っているとか、そういう運営状況がそれぞれ異なってくると思えます。そういった中で一概に、では388億円の予算で何人がいいのかというのがなかなか結論が出にくいと思えます。そこで、ただいま企画課長がお答えを申し上げましたように、おおよそ同じような事業展開をしている自治体と比較をさせていただいたときに、入間市の職員1人当たりが市民を何人、単純に割り算するわけですが、何人守備範囲を持つかということで比較しますと、先ほど企画課長が申し上げましたように、入間市は195人というのが出てくるわけなのです。そ

ういったものを比較しますと、同じような、これ類似団体と呼んでいるわけですが、そういった類似団体と比較しても我々職員1人当たりが市民を持つ、その担当する人数というのは、比較しても決してよそに負けない数字かなと、こんなような認識を持っております。

以上でございます。

金子委員 非常に努力していただいているということなのですが、基本的に平成28年度まで、予算的、388億円の予算が入間市15万人の都市で適正か適正ではないか、これ少し余計、多く予算をとらなければだめなのか、あるいはもう少し少なく予算をやっていくのが適正なのか、その辺の考えもしましたか、平成28年度までの関係をつくるときの。

企画部長 ただいまのご質疑は、388億円が15万人のまちで適正なのかどうかと、こういった趣旨でよろしいわけでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

企画部長 ただいまの予算の中には、ここのところは例えば子ども手当とか予期せぬ、今まで入間市が独自に展開する部分でない予算も含まれているわけです。そういったことから、これから推移していくのには若干減ってくるのかなとは思っております。例えば国から移譲してくるような部分は別として入間市単独で事業展開する、例えばそういった面からすると、やや少なくなっていくのかなと、推移するのかなと、そんな見解を持っております。

以上でございます。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ先ほどの向口委員の件で委員の皆様にお諮りいたします。先ほど向口委員より資料をご配付したいとのことなのですが、いかがでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。

では、事務局の方で配付してください。

〔資料配付〕

委員長 では、再度向口委員のほうからご質疑をお願いいたします。

向口委員 それでは、再度質疑させていただきます。

お手元に資料のほうに配付されたと思うのですが、総括質疑のときにも会派のほうから質疑いたしましたことに関連いたしまして質疑いたしますが、この定数の管理計画のことについて質疑いたします。この行財政改革長期プランの後期実行計画の中において、6ページの人件費の歳出計画が載っております。平成23年度の予算額と平成28年度の予算額のこの差額、そして次のページの7ページの歳出削減額……

〔(1つずつ) と言う人あり〕

向口委員 はい、わかりました。済みませんでした。

では、6 ページの今の人件費の歳出の推計について説明いただけますでしょうか。

企画部副参事（総合政策担当） ご質問は、行革の後期実行計画の中の歳出推計の人件費の額が平成23年度の現状に比べて平成28年度が3億円ぐらい減っているのではないかとということで、この推計の内容ということでございます。この人件費につきましては単に職員人件費だけではなくて議員の皆様方なり市長を初めとする特別職の報酬なり給与、こういったもの、また共済組合の負担金等々含めたものが人件費ということで表示をさせていただいております。

3億円ほど下がっている主な要因でございますが、これにつきましては退職者と採用者の給与の差額、これによりまして、どちらかということと現在年齢が高い者が多いという状況でございますので、この部分の減少ということでご理解いただければと思います。

以上です。

向口委員 それでは、次のページの7ページの人件費等の見直しということで出ております2億3,000万円、これに関してはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

企画部副参事（総合政策担当） まず、前ページの財政推計の約3億円減っているというものとこの2億3,000万円を比較されているようなのですが、こちらでいっている財政推計についてはあくまでも行政改革効果を見込まない財政推計ということでご判断いただければと思います。ですから、現状の定数のまま、このままいったらこういうふうなシミュレーションになりますよということで、一番下側に差し引きとして29億円なり24億円なりの差額が生じると、ここを行革で何とか埋めていこうというためにつくっている財政推計でございます。

次のページといいますか、全体目標としては行政改革効果13億円ということで見込んでいるわけでございますが、その内訳として歳出削減の中の人件費等の見直しということで2億3,000万円ほど掲げさせていただいております。この改革の内容については、ここに人件費等というふうに書いてあるように、等というふうに書いてございますので、純然たる職員の削減額、このほかに少人力印刷機の導入あるいは移動図書館の見直し、こういったものを初めとする委託料等にかかわる個別改革、これらのものも含んでいるということでご理解いただければと思います。

以上です。

向口委員 それでは、先ほどお配りいたしましたこちらの資料請求した資料なのですが、こちらのほうとの数字の乖離についても教えていただきたいのですが、こちらでの人件費の削減額は1億6,000万円ぐらいあるわけですね。それで、例えば先ほどお聞きしました7ページのこの2億3,000万円、こちらとの差はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

企画部副参事（総合政策担当） まず、今お手元のほうに配付をさせていただきました資料につきましては、組織見直しに伴う全体の推計ということで、正職、それからパート、嘱託、再任用

等々を含めた全体の見込みを平成28年度までのものを、今回の定数はあくまでも職員だけなわけですが、それ以外のものも含めて織り込んで算出をしたということでございます。これについては、組織見直しの削減額というふうにおとらえいただければと思います。行革のほうは、あくまでも個別改革の効果額に着目をしているということで、個別改革で掲げた内容、その部分を取り出して算出をしていると、その合計額が2億3,000万円ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

向口委員 今の説明で、この差額の7,000万円ほどはそうした意味だということは理解できました。ただ、この辺ちょっと説明いただかないとちょっとわかりにくいという印象があります。その点、説明があつて初めてわかるのかなというところで、ちょっと誤解を招くかなというふうに感じましたので。でも、内容的にはわかりましたので、ありがとうございます。

それと、もう一点なのですけれども、先ほども1人当たりの住民数ということでお話がありました。これもうちの会派のほうで資料請求させていただいたときに、要するに同規模の自治体の職員の1人当たりに対する住民数のランキング、これがちょっと出ないというふうにお話しいただいたようなのですけれども、その辺はなぜ出てこなかったのか。

企画課長 請求をいただいたものにつきましては、時間の都合上ちょっと作成ができなかったという部分がございます。

向口委員 それは了解いたしました。例えば入間市と、今ランキングでいうと1位、2位、3位と上位のほうに来る市があるわけなのですけれども、その人数がどの程度違うのか、そしてどうして違うのか、教えていただきたいのですけれども。

企画課長 佐藤主幹に答えさせますので。

企画課主幹 ただいま全国のランキングですけれども、普通は今言ったように職員の数に対して人口を職員の数で割って、1人の職員に対して何人の人口を持つかというところの、その数のランキングのことだと思うのですけれども、それにつきまして年々のランキングがなぜそう変わるかということの意味合いの質疑でよろしいですか。

向口委員 いいえ。なぜ変わるかということではなくて、上位のところと入間市においての、その順位が違ってきているわけなのですけれども、その人数、具体的な人数の違いと、どうして違うのか、何が原因で例えば入間市のランキングがそこにあるのかということをお教えいただきたいのですけれども。

企画課主幹 それは、今申しましたように、職員数と人口の割った数の1人当たりの人口ですから、当然それは人口の数と職員数の数が変動すればランキングも変動します。要は、人口が多いところで職員数が少なければ、そのランキングは上になるのです。ただ、入間市のほうとしましても、人数は今職員のほうは削減してきておりまして、先ほどのお話の中でも職員

数は少ないほうの分類だとは思っておりますので、少数精鋭でやっておりますので、職員そのものは決して多いというようなランキングではないと思います。ただ、さっき言ったように職員数が今度減っていきますので、今度それ人口がふえれば、さらにその人口を職員数で割るわけですから、また今よりもその1人当たりの人口はふえますから、職員の持つ。その分数値は上に上がるので、そういう意味では上がる、人口が減ればまた変わりますので、常に人口と職員数の対比ですので、そこの変動によって数字が変わる、それでほかの市の状況も全く同じですので、そのトータルの数字でランキングが変わっていくという、そういう形になると思います。

向口委員 確かにそのとおりのだとは思いますが、それほど大きく人口が急激に伸びてとか、そんなに当たらないと思うのです。例えば今回私たちの会派で資料請求したものは、同じ程度の市の中でという意味でさせていただいたのですけれども、同規模の市町村と比べてということだったので、そうしたときに本来でしたらそういったところが同じベースでどうなのかというところで比べていくのが筋だとは思いますが、ランキングが上位だからいいとか下位だから悪いとかということは、もうその行政サービスの内容によってもいろいろ変わってきますので、一概には言えないのですが、どのようにとらえていらっしゃるのかということをごっと回答いただきたいのですけれども、どうでしょうか。

企画課長 類似団体における比較というところで、上位、入間市4位という形で出ているものがござります。それで、類似団体につきましては、例えば座間市におきましても210人と、海老名市につきましても207人、我孫子市についても197人、入間市につきましては195人というような形で、差はないというふうに考えております。

向口委員 理解いたしました。今の件なのですけれども、これは今の現在の平成23年度のということだと思うのですが、平成28年度に関しても各自治体はそのような計画を立てていると思うのですけれども、それに関しては調べていらっしゃるのでしょうか。

企画部長 ただいまの平成28年度については、この職員1人当たりの抱える市民の人数はどうかと、こういったご質問かと思えます。これにつきましては、あくまでも現状の結果を見ますので、今の時点、先ほど企画課長が申しあげました数字は実は平成21年4月1日現在なのです。これ全国集計しますので、時間かかるわけなのです。ですから、そこにタイムロスがあります。これが1点目です。それで、平成28年度、これ5年先の部分については、実績値でみんな当ててきますので、入間市としての予測は当然できます。それで、その人口推計もできます。ただ、これ全国の類似団体の人口予測もつけなくてはなりませんので、これはなかなか現実には難しいのかなと、こんなふうにお答えを申し上げます。

以上です。

山本委員 今のやりとりの中でちょっと関連でお伺いしたいのですが、まず1点目として、入間市は

職員1人当たり人口195人ということでご答弁ありましたけれども、これ平成28年度の推計人口をこの定員管理計画でつけたときの推定の人数って幾らになるのですか。

企画課長 今そのデータは出してございません。

山本委員 では、後で教えてください。済みません。

それで、多分これ向口委員聞いたかったのだらうと思うので、お伺いしますけれども、座間市とか海老名市とか我孫子市が上にあると、向こうさんでは職員1人当たり200人内外でやっている、人口が。座間市や海老名市でそこまでできて、うちが195人になっている、その有意差があるわけですね。多分大きな差ではないかもしれませんが。ただ、座間市や海老名市にあつてうちにはないものは何なのでしょう。その辺このデータの差の部分で分析されているかどうかということなのですからけれども、ご所見はいかがでしょう。

企画課長 大変申しわけないのですけれども、細かい分析はしてございません。

山本委員 仕方ないです。またわかったら教えてください。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方からお願いいたします。

吉澤委員 議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

この条例改正は、組織機構の見直しに伴い、職員の定数を改めるもので、現行の条例定数の1,193人から143人を減らし、1,050人に改めるものとなっています。

議案第55号の反対討論でも述べましたとおり、東日本大震災では役所が被災したり職員が亡くなったりして自治体の機能が喪失、低下し、救援や復興に支障を来しました。これは、災害の規模が大規模だったからというだけでなく、市町村合併や行政改革による職員の削減が続けられてきたことにも起因しています。岩手県では、この2005年から2010年の5年間で県の職員は約13パーセント削減されました。被災した各自治体を見ましても、山田町が12パーセント、大槌町が20パーセント、釜石市が25パーセントもの職員を削減しました。財政効率化最優先の自治体づくりを進めた結果、住民の命や暮らしを守れない状況が今回の大災害を通して明らかになりました。

入間市では、定員管理計画により今後もさらなる職員削減を行おうとしています。平成23年度の定員管理定数は1,050人ですが、毎年削減を行い、平成28年度には1,020人にまで職員を減らそうとしています。人員削減によって人件費を削減できるという財政効果はあるかもしれませんが、それで自治体の機能が低下してしまえば、住民にとって安心して暮らせる自治体にはなり得ません。このたびの大震災では、みずからも被災し、家族を失った自治

体職員が、昼夜を問わず住民の救援に当たったことが報告されています。災害という非常時、そして日常業務に対しても、自治体労働者としての誇りを持って職務に取り組まれている職員を安易に削減すべきではありません。

また、現在の入間市の職員の内訳を見ますと、正規職員が1,041人に対し、嘱託職員が246人、パートが330人となっています。例えば公立保育所の保育士は半分が嘱託やパートなどの非正規職員です。本来非正規職員は臨時的、補助的業務に限定されなければなりません。が、実態を見ると恒常的、基幹的役割を担っている職員も存在しています。こうした状況を放置したままで自治体としての役割を果たすことができるでしょうか。

さらに、地震、津波と原発事故という2つの大災害を受け、公共施設の耐震化や防災機能の強化、自然エネルギーの研究など、自治体としてさらに強化して取り組むべきことも出てきています。これらのことを本気で取り組むならば、当然に人員増が必要になってくる部署も出てきます。今回の職員定数の削減は、東日本大震災という未曾有の大災害の教訓を全く生かしていません。以上の点から本議案には賛成できません。

以上で議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例に対する反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方お願いいたします。

平山委員 議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表し、賛成の討論を行います。

今回の改正は、平成24年度に実施を予定する行政組織の見直しを受け、乖離の生ずる条例定数の変更を行うものでございます。まず1点目として、定員管理の適正化について、これまで実施してきた行政改革長期プラン前期実行計画による職員削減の実績と今後5年間の自主的な定員管理計画を考慮した条例定数としており、計画性のある妥当な内容であります。

2点目として、定員管理の目的を最少の職員数で最大の効果を上げることが基本認識として、総合振興計画行政改革長期プランとの整合を図る中で設定される職員定数であり、現下の財政状況において、人件費の抑制に十分反映できるものと理解するところであります。

3点目として、定数配置の基礎となる毎年度の管理定数の算定に際しては、全庁的な事務量の査定のもとに的確な数値を把握され、市民サービス向上と経費節減という両側面について追求、実現しようとする姿勢が理解できるものであります。

以上、賛成の討論といたします。

委員長 次に、反対の方願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 それでは、賛成の方討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第56号 入間市職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 それでは、議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、入間市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容の1点目は、課税の特例措置や軽減税率の適用期間を延長するもので、肉用牛売却による課税特例の3年間の延長、そして上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率の適用期間また非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得、譲渡所得の特例開始期間の2年間の延長でございます。

2点目は、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、住宅ローン控除に特例を設けるものでございます。

3点目は、納税環境の秩序維持を図るために過料の創設や引き上げを行うものでございます。

以上が提案の理由でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 そうしましたら、附則の第2条の上場株式に係る配当、譲渡益に対する軽減税率の適用期間の延長ということで、総括質疑のときにこの制度が始まってからの総額はちょっとわからないということだったのですけれども、過去5年のものについての推移と総額はおわかりでしょうか、お願いいたします。

市民税課長 申しわけございません。過去5年についてもちょっと調べもございません。申しわけございません。

吉澤委員 では、後からでもいいので、お願いしたいのですが、数字は持っていますよね。

市民税課長 総括で申し上げましたが、数字持っておりません。

吉澤委員 過去5年の税額控除の関係で、数字出せないですか、これは。

市民税課長 出せないということではございませんで、システム上、そういうシステムになってございませんで、さかのぼって出すと、数字を求めるということ自体がちょっと不可能という状況でございます。

吉澤委員 わかりました。この前、前回22年度分は数字お答えいただいたのですが、あとでは手元にお持ちの数字、わかりましたらお願いします。

市民税課長 平成22年度は申し上げましたが、平成23年度につきましてご説明いたします。

人数が928名、金額がおよそですが、約670万円という状況でございます。

吉澤委員 控除の分が670万円ですか。

市民税課長 はい。控除対象分が670万円ということでございます。

吉澤委員 わかりました。これ総括質疑でもご答弁あったかと思うのですが、再度確認なのですけれども、この期間を延長する理由についても一度確認したいのですが。

市民税課長 こちらにつきましては、総括で申し上げましたが、やはり円高不況、また大震災による経済の低迷から脱却をするために、その活性化のために株の売買を復活、活性化させて、より経済を発展させるということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

では、反対の方からお願いいたします。

吉澤委員 議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う変更と条文の整備で、個人市民税では肉用牛

の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例、上場株式に係る配当、譲渡益に対する軽減税率の適用期間の延長、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の開始を2年延長するものとなっています。このほか、固定資産税では条文中の文言の整備、たばこ税、鉱山税、特別土地保有税の申告に関する過料の創設、市民税の申告に関する過料を現行の3万円から10万円に改正するものとなっています。

これらのうち、入間市税条例等の一部を改正する条例附則の第2条の改正については認めることができません。この改正の中身は、上場株式に係る配当、譲渡益に対する税率を所得税、住民税合わせて本則の20パーセントから10パーセントに軽減するもので、この適用期限を現行の平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2年延長するものとなっています。この軽減措置によって、株転がしで100億円の利益を得ても、軽減税率の特例で10億円の減税の恩恵を受けることができます。小口の投資家もふえてきましたが、株式所有は圧倒的に大資産家に集中しており、大金持ち減税と批判されてきたものです。政府は、当初この優遇措置を延長せず、他の金融商品と同じ20パーセントの税率に戻す方向で検討していました。当時の五十嵐文彦財務副大臣も、本則に戻すのは当然疑う余地がないと言っていたほどです。しかし、財界などが強く継続を求めた結果、今年の12月になって急遽優遇措置を2年間延長することになりました。

リーマンショックと未曾有の大災害という中で失業者が増加し、市民の所得も減り続け、低所得層が増加しています。今必要なのは、大金持ちを優遇する軽減措置よりも低所得世帯や所得が前年度に比較して大幅に減少した世帯に対する減税ではないでしょうか。よって、本議案には賛成できません。

以上で議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例について反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方をお願いします。

平山委員 保守系クラブを代表し、議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

本案は、地方税法等の改正に伴うものであります。大震災の被災者の救済を第1の目的にした所得税の改正に合わせ、市民税も同様に実施するための改正であると解されるものであります。

まず1点目として、肉用牛に関する事業所得の特例の原則を平成27年度まで3年延長することは、国産牛肉の消費低迷に疲弊する畜産農家を守るため、必要な措置であります。

2点目として、住宅ローン控除の特例は、東日本大震災により家を失った者が再建に向け、鋭意頑張っているときに、ローン対象の家屋の滅失によってローン控除が打ち切られ、その分税負担が重くなるという事態から被災者を守るために必要な改正であります。

3点目として、上場株式等の配当及び譲渡益の軽減税率の適用期限の延長と非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得と譲渡所得の特例の開始時期の延長に係る改正は、大震災に追い打ちをかけている昨今の円高により不況にあえぐ日本経済に対して、一筋の光明になるものと確信をしております。一日も早く日本が復興し、日本経済が明るく力強く発展した上で、本則税率20パーセントの適用を期待するものであります。

最後に4点目として、過料の創設と既存の過料の限度額の引き上げは、納税環境の秩序維持を図るため必要な改正であります。

以上、それぞれの改正内容は多岐にわたりますが、いずれも市民生活を守るため必要な改正であり、極めて妥当な改正であることを認識し、賛成するものであります。

委員長 次に、反対の方から願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ賛成の方願います。

山本委員 みらい市民クラブを代表しまして、ただいま議題に供されております議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

本条例の改正内容を拝見しましても、国の税法改正等に伴うものが主でございまして、我が党の五十嵐財務副大臣の名前が先ほど出ましたけれども、財務副大臣中心となりまして、自民党政権下でいびつに広げられてきた課税の特例措置の縮小、整理等は鋭意行っているところでありまして、附則第8条に出ています肉用牛の売却に係る事業所得の市民税課税の縮小等は、まさにこの一例であります。スリムで公正な税制をきちっと確立するという面において、今政府挙げて取り組んでいるところであるということを申し添えておきたいと思えます。

また、東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の延長であったり、市民生活、また被災された皆さんにとって必要な税法の改正等も行われておりますので、本案についてはおおむね了承したいというふうに思っております。

なお、先ほど上場株式の部分について発言がありましたので、付言しておきますけれども、上場株式の最大の保有先は銀行や生命保険会社を中心とする機関投資家です。昨日の日経平均の終わり値は、たしか8,800円台まで下がっていたかと思えますけれども、株価を維持するということは大資産家を利するということよりは銀行や生命保険会社の私たちの預金を含めとするそういう銀行や生命保険会社の資産を維持することでもありまして、これは株価の低迷を放置するようなことをすれば国民生活全体に大きな影響を与えるということです。そういった観点からしても、苦渋の決断ではありますけれども、当面株価を維持する、株の投資を広めていくということの中で、いつとき言われました貯蓄から投資へという部分の流れをもう少し続けなければ日本の経済全体に与える影響が大きいという観点から判断をしたも

のであるということでありますので、その点は申し添えておきたいというふうに思います。

以上、賛成討論とします。

委員長 そのほか賛成討論ございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 討論がなければ以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第57号 入間市税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第58号 入間市都市計画税条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第58号 入間市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 続きまして、議案第58号 入間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正により同法附則第15条に規定する固定資産税等の課税標準の特例が見直され、新たな軽減措置として同条に第37項が追加されたことに伴い、同法の規定を受けて、都市計画税の課税標準の特例を定めている市の条例附則第16条の規定に第37項を追加する必要が生じたものでございます。

追加する第37項は、港湾法に規定する国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の港湾運営会社が国の補助等を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例でございます。この改正は、地方税法の改正とあわせ、港湾法の改正の施行日から施行したいものでございます。

以上で提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第58号 入間市都市計画税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。
暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のもの

委員長 次に、議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長 それでは、ご説明いたします。

平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)、消防所管の補正予算についてご説明をいたします。

初めに歳入について、補正予算説明書の12ページから13ページをお開きいただきたいと思います。款21諸収入、項5目1節4雑入248万2,000円のうち57万5,000円の増額は、消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるもので、消防団員退職報償金の当初支給対象者を20名で見込み、計上いたしました。対象者が1名ふえたことにより補正をするものでございます。

次に、歳出について、34ページから35ページをお開きいただきたいと思います。款9項1

消防費、目1常備消防費、中事業、諸工事費315万円の増額については、西武分署屋上部分の防水修繕工事費を計上するものがございます。西武分署は、昭和63年3月に竣工以来23年が経過しておりますが、庁舎の老朽化も進みまして、事務所や講堂、仮眠室など広範囲に雨漏り発生している状況であります。緊急的に屋上部分の防水、修繕工事、224.5平方メートルを行うものがございます。

目2非常備消防費、中事業、消防団員退職報償金57万5,000円の増額につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、消防団員退職報償金の支給対象者が1名ふえたことによるものがございます。この全体の支給額では、分団長職や部長職、また班長職の比較的金額の高い団員の退職者が多かったことにより、57万5,000円の報償金の補正を行うものがございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

〔何事か言う人あり〕

委員長 では、休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 平成23年度一般会計補正予算（第2号）における企画部所管の予算概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。恐れ入りますが、お手元の補正予算（第2号）説明書の10ページから11ページをごらんいただけますでしょうか。款11項1目1 地方交付税2億971万1,000円の増額につきましては、本年度の交付税算定を行った結果、普通交付税が増額されたものでございます。

続きまして、12ページから13ページをお願いいたします。款18項1 寄附金目1 一般寄附金1億434万円の増額のうち、説明欄の一番上でございますが、財団法人国有財産管理調査センター寄附金100万円の増額は、この財団の設立当時、当市が100万円を出捐した経緯があり、このたびこの財団の解散に伴いまして、当市に対して寄附の申し出がありました。よって、これを受け入れるものでございます。

続きまして、款19繰入金項1 基金繰入金目1 財政調整基金繰入金2億9,600万円の減額につきましては、当初予算における5億4,000万円の繰り入れを減額し、財政調整基金へ繰戻すものでございます。

続きまして、款20項1目1 繰越金3億5,440万3,000円の増額につきましては、平成22年度決算における繰越金の確定に伴いまして、当初予算額6億円との差額を増額するものでございます。

続きまして、14ページから15ページをお願いいたします。款22項1 市債目7 土木債のうち、地方道路等整備事業債1,100万円の増額と公共事業等債（区画整理事業）でございます。1,950万円の減額は、各区画整理事業の事業内容の組みかえに伴う減額措置でございます。

続きまして、目13臨時財政対策債2億7,911万2,000円の減額につきましては、地方交付税の振りかえ財源として当初予算で21億4,000万円を計上いたしましたが、発行額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。恐れ入ります16ページから17ページをお願いいたします。款2 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費のうち、大事業、職員給与費794万9,000円の減額につきましては、職員が年度途中で退職したことにより、関連する給料及び手当を減額するものでございます。

次に、42ページから43ページをお願いいたします。款13項1目1 予備費53万円の増額は、歳入歳出額の調整のための措置でございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第2号）の概要説明を終了させていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

山本委員 歳入のうち、臨時財政対策債の件で1点だけお伺いします。

今回2億7,900万何がし補正減ということで、これで18億6,000万何がしということの新規発行額になるかと思うのですが、次の自治法改正か地方財政改革か何かで、不交付になった場合の臨時財政対策債の発行枠ってなくなるのですよね。なくなる方向で検討が入っているということでしたよね、たしか。うちの場合だと、これ交付、不交付の境目をうろうろしている状態で、今期におけるもこれ18億6,000万円出すわけですが、これ交付から不交付に変わったとき、今後の問題として臨時財政対策債、どういうふうに位置づけるかということについて、その辺織り込んでお考えがあればちょっとお聞かせをいただきたいと思います。これ交付、不交付で状況がかなり変わってくるのだらうというふうに思いますので、その辺ちょっとご所見があればお聞かせいただきたいと思います。

財政課長 臨時財政対策債の制度の変更ということにつきまして、まずご説明申し上げたいと思います。

これまで臨時財政対策債は、人口割方式という形で割り振られておりました。したがって、不交付団体である東京都などに対しても臨時財政対策債の割り振りというものがこれまで過去ございました。それが、非常に東京都などでは実際には臨時財政対策債発行しないで運営を行っているということで、国の予算的なものからして無駄になっている部分が多いのではないかといった議論がございました。したがって、今後3年間で人口方式から財源不足方式と、要するにより財源が少ないところに対して割り振っていきましょと、こういう形で制度変更が今されている最中でございます。入間市にとって人口割方式というところから財源不足方式ということに徐々に割り振られていく、これはもう全国的にそうですが、次第に人口割方式がなくなって、最終的には財源不足方式のみで割り振りをする、したがって東京都には割り振りがなくなるような見直しが今されている最中、今後3年間ということでございますので、最中でございます。

当市におきましても、今年度そういった一部分が導入されているわけでございますけれども、当然今後において交付団体、不交付団体になるという部分につきましては、国の税収、景気の動向というものが非常に大きな影響を及ぼしてまいりますので、当然現在の状況ですと当面交付団体にはなるだろうという予測のもと、徐々に臨時財政対策債の割り振りの変更がかかってくると、これについてはやはり貴重な財源として私どもも活用せざるを得ないだろうということは考えておりますけれども、今の現状からすると不交付団体になる予測というのはなかなかちょっと立てづらい、私どもとしてはちょっと現状の形が二、三年続くのだろうという予測でございますので、正直不交付団体になったときにどうするのかというものについては、具体的には考えておりませんが、恐らく臨時財政対策債を見込んだ上での不交付団体に当然なるでしょうから、そこはやはり活用をせざるを得ないのかな、ちよっ

と今後の税収の動向も見てみないと何とも言えませんけれども、大まかにはそのようなイメージを持ってございます。

以上でございます。

山本委員 基本、これ今大体理解させていただきました。これトレンドとして査定方式変わることによって発行可能額が減っていきますよね。今後3年、制度改変で入れかわっていく中でだんだん発行可能額が減っていくものと理解をしますけれども、それで理解していいですか。

財政課長 計算上はそのような形になりますけれども、実際発行可能額というのは国の税収に大きくかかっています。要するに財源不足方式の中で国の税収が具体的に大きくなれば臨時財政対策債は小さくなる、国の税収が少なくなれば交付税が減って、かわりに臨時財政対策債が伸びるという要素のほうがどちらかという大きな要素でございますので、その背景が全く同じであれば、ご質疑者のおり動いてくると思いますけれども、全く違う要素で動きがありますので、なかなかそういう具体的な動き、結果としてはならないのかなというのは思っています。

以上でございます。

山本委員 国の地方交付税の特別会計の動きと二重のリンクになってくるのだろうと思うのですが、基本的に余り当て込めなくなってくるのかなという、見通しが立てにくくなる財源ですよという気はしたのです。それでいくと、行政改革、今いろいろご意見皆さんあるけれども、きちんと進めていく中で、できるだけ頼らないで済む状況を目指さないと、なかなか完全に来るものとして当て込むことはだんだん難しくなるのかなという、他律的な要因、交付税の収入動向とか地方交付税特別会計の動きの部分で予算が大きく左右されて、見込みが外れたらそのまま歳入欠陥になってしまうということでは大変ぐあいが悪いかと思えますので、その辺行政改革をさらに進めていかないとなかなか難しいのかなという気がするのですが、その辺のご所見はいかがですか。

財政課長 当然行政改革については、不断の努力をしなければいけないと思っておりますが、臨時財政対策債の発行という裏側には、逆に建設事業債を臨時財政対策債に回したり、有利な起債としての活用方法もございますので、臨時財政対策債の中だけの議論ではなくて、市債全般としてどうするのかという議論の中で考えていければと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 ほかになければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第2号）における総務部所管の部分についてその概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出についての1点でございます。お手元の説明書16ページから19ページをお開きをいただきたいと思っております。16ページから19ページでございます。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、説明欄、大事業、過誤納還付金及び還付加算金等、中事業、個人市民税及び県民税特別返還金150万円でございます。この特別返還金は、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する課税の取り扱いについて、相続税の課税対象となった部分は所得税の課税対象とならないとする相続税と所得税の二重課税問題について、平成13年度から平成22年度までの10年間にわたって返還するという方針のもと、平成22年度におきまして税法上の取り扱いが可能な平成18年度から平成22年度までの5年間分について返還を行ったところでございますが、このたび平成23年6月22日に所得税法等の一部を改正する法律が成立されまして、平成13年度から平成17年度の5年間分についても所得税の返還が可能となったということから、市県民税においても同様な返還を行うため、予算の計上をするものでございます。

以上でございます。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 150万円計上されているのですけれども、これ何件ぐらいあるのですか。

市民税課長 平成22年度にお返しを一回させてもらったわけなのですが、それ以前ということになりますので、当然人数減っているわけですが、今のところ9件ございます。ただし、その後税務署等の啓発活動と申しますか、によって新たな方が出ることも想像されますので、明確な人数等についてはちょっと不明な状況でございます。

山本委員 では、今後またふえるかもしれない、ふえたときには補正しなければいけない。この中で、これ9名分プラスアルファで入っているということで理解してよろしいのですか。

市民税課長 今9名と申しましたが、プラスアルファ分を含めまして150万円ということで計上させていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 閉会の宣告(午後 1時26分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 齋藤 國男